

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長  
(保健体育課)  
(社会教育課)

県立学校の部活動における新型コロナウイルス感染症対策について (通知)

このことについて、令和4年2月20日をもって本県のまん延防止等重点措置が終了したことに伴い、通常の活動に係る制限を一部緩和しますので、今後は本通知及び県教育委員会の県立学校運営ガイドラインに基づき感染症対策の徹底をお願いします。

なお、今後の感染拡大状況より、県の要請内容等が変更される可能性がありますので、県教育委員会が示す関連情報を注視し、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

- 1 期 間 令和4年2月21日から当面の間
- 2 通常の活動 (1) 「週当たり2日以上の休養日を設けること。(平日1日以上かつ土日祝日1日以上)」及び「活動時間は、平日90分以内、土日祝日120分以内とすること。」を解除し、通常の活動に戻す。  
(2) 通常の活動で特に留意いただきたい事項
  - ① 活動前の検温や健康状況の確認を徹底するとともに、生徒の健康状況に関する情報を保護者と共有すること。
  - ② できる限り少人数単位での活動とすること。
  - ③ 各競技団体や文化芸術団体から感染症対策の強化に係る方針が示されている場合は、その方針を優先すること。
  - ④ 活動終了後の帰宅途中においても、感染症対策を徹底しながらすみやかに帰宅すること。→【継続】
- 3 練習試合等 県内外を問わず、練習試合・合同練習等、他校と交流する活動は禁止する。  
※平時から合同部活動を実施している場合は除く。  
→【継続】
- 4 大会等参加 県外への移動を伴う大会・演奏会（以下「大会等」という。）への参加は、公式大会等（高体連・高野連・高文連、各競技や文化芸術活動の統括団体等が主催するもの）で、学校長が認めるもののみ可とする。  
特に、県外のまん延防止等重点措置地域等、感染拡大地域で開催される大会等への参加については、
  - (1) 主催者及び開催地の自治体が生徒が示す感染症対策を確認した上で、改めて必要性を十分に検討し、学校として責任をもって参加の可否を十分に検討すること。
  - (2) 参加にあたっては、生徒・保護者の意向を確認すること。
  - (3) 参加する場合には、必要最小限の人数での参加とすること。また、可能な限り感染リスクを避ける行動をとる等、万全な感染症対策を講じること。
  - (4) 帰県後、一定期間（14日程度）の健康観察と健康管理は、教職員が直接生徒本人に確認する等、より徹底すること。→【継続】
- 5 その他 「大会等の入場者の考え方」については変更なし。

【担当】

保健体育課 小倉 TEL0852-22-5426  
社会教育課 佐草 TEL0852-22-5427